事 務 連 絡 令和5年7月4日

関係 各位

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室

完成用部品指定申請価格における流通経費について

障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規 定に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成 用部品の指定申請については、令和 5 年 7 月 3 日から受付を開始したところです。

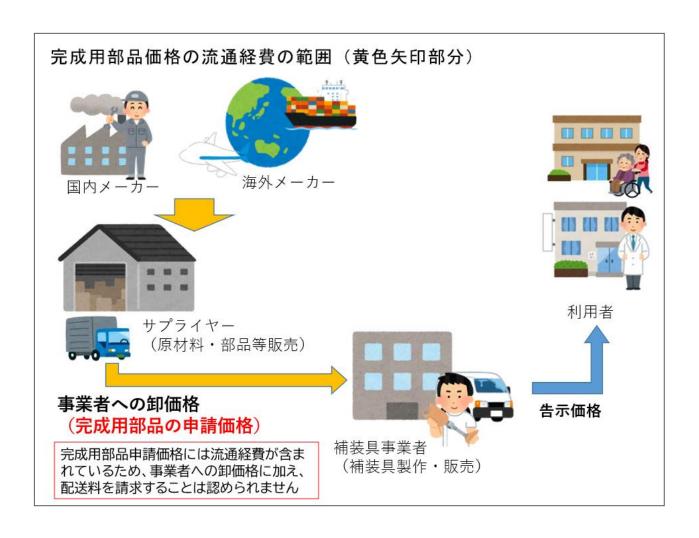
この指定申請価格は、別添のとおり、補装具事業者に対する販売価格となるため、 サプライヤー(完成用部品の販売店)から補装具事業者への流通経費についても、指 定申請価格に含めることとなっております。

しかしながら、昨今、補装具事業者に対し、販売価格に加えて、配送料を負担させているケースが散見されることから、完成用部品の販売にあたっては、配送料を補装 具事業者に負担させることのないよう、ご留意いただきますよう、よろしくお願いします。

【問合せ先】

障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係 TEL:03-5253-1111(内線 3073)

完成用部品の流通経費の範囲



● 新規申請の「様式 A-3」

【国内製造品の価格根拠】

	1. 国内製造部品の価格根拠 申請事業者となっている国内製造部品(「インボイス等輸入価格根拠資料の必要の有無」欄が「不要」となっ ている部品)のうち、価格変更を伴う申請があるものについてご記入ください。														2 #
	1-1. 標準価格に占める費用・利益の割合 ※記入する数値が、希望標準価格(申請価格。補装具製作事業者向力販売価格)に占める割合であることにご注意ください。 ※														
	1.	製造原価	i				2. 販売管費·中間		. 開発 開発費を生	涯生	4. 部品 B 者の 利益		【確認用】		1.
		うち 原材料 昔 (a)	その他(b) 直接人件書 接経費等に するものに てご記入くが い。	該当 こしい	製造原価合言 (c=a+b)	による流 経費·マン ン等(d)	通	を 予測量で かもの、もし な業全体の 費の売上音 ご記入くだる (e)	除し 人は)開発 記とを			合計 (c)+(d)+(e) +(f) ※100にな るか、ご確 認くださ い。	合「●」が 表示され	
)			%		%	- %		%		%		%	0		
)			%		%	- %		%		%		%	0		

【輸入品の価格根拠】

2. 輸入部品の価格根拠 申請事業者となっている、すべての輸入部品(「インボイス等輸入価格根拠資料の必要の有無」欄が「必要」となっている部品。価格変 -													
2-1. 標準価格に占める費用・利益の割合 ※記入する数値が、希望標準価格(申請価格。補装具製作事業者向け販売価格)に占める割合であることに Z注意ください。													
 輸入原価 うち 輸入商品原価 (a) 		う場合の	み】 わな 空欄	10工費用(c) 該当する加工内容をお書きく	輸入原価等 合計 (d=a+b+c)	3. 販売管理 費·中間業者 による流通 経費·マージ ン等(e)		4. 部品申請 者の利益(f)		【確認用】 合計 (c)+(d)+(e) +(f) ※1001こな るか、ご確 認くださ い。	合計が100 i でない場 合「●」が 表示され		
45 %	5	%		%		50 %	45	%	5	%	100		
- %		%		%		- %		%		%	0		

● 変更・削除申請の「様式 B-3」

【国内製造品の価格根拠】

率	1. 集	・製造原価 うち 原材料サ(a)		5			4	2. 販売管費・中間 費・中間 よる流通 マージン ⁽	養者に 圣費・	3. 開発措施発表生 開発要を生 計測量で除す もしくは かの開発制 ま比をご記 さい(e)	涯生産 したも 事業全 の売上	4. 部品申 の利益(f		【確認用】 合計 (c)+(d)+(e) +(f) ※100にな るか、ご確 認くださ い。	合計が100 でない場 合[●]が 表示され
4%		46	%	15	%	61	%	20	%	14	%	5	%	100	
8%		50	%	15	%	65	%	15	%	15	%	5	%	100	
9%		50	%	15	%	65	%	15	%	15	%	5	%	100	
			¥ M		ž Ž		\$ \$		¥		¥ 4		¥.		
			g .		35		\$		*		X		35		

【輸入品の価格根拠】

	輸入部品の 春事業者とな			ての	輸入部品((Tイ)	ノボイス等輸入価格根拠資	(料の必要	の有	無」欄が「a	必要」。	となってい	る部は	品。価格変	更をともな
2-	2-1. 標準価格に占める費用・利益の割合														
	※記入する数値が、標準価格(申請価格。補装具製作事業者向け販売価格)に占める割合である。とにご注意くた。 v。														
1.	輸入原価				2.【輸入。 場合のみ】			輸入原価 計(d=a+b		費·中間第	眷	. 部品申 を を を を 利益		【確認用】	
	うち 輸入商品原	(115 (a)	輸入コストの)	※加工を行 い場合は、3 としてくださ	空棚	該当する加工内容をお書きくたさい。			による流道 費・マージ 等(e)				(c)+(d)+(e)	
		*		*		8		-	ř		¥.		36		
		36		4		ж.		+	36		Q.		ĸ)	
500		*		4		36		I	Ä		4		3	3	
8	50	%	7	%		%		57	%	38	%	5	%	100	
800000000000000000000000000000000000000	45	%	5	%		%		50	%	45	%	5	%	100	
ö	-	%		%		%		-	%		%		%	0	